

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（第二条関係）	27
○ 人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）（第三条関係）	29
○ 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（第四条関係）	30
○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）（第四条関係）	32
○ 阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成七年政令第十一号）（第四条関係）	33
○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（第四条関係）	34
○ 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）（第五条関係）	35
○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（第六条関係）	36
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第七条関係）	37
○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（第八条関係）	49
○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（第九条関係）	50
○ 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）（第十条関係）	51
○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（第十一条関係）	52
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第十二条関係）	53
○ 公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第三百六十八号）（第十二条関係）	54
○ 建設機械登録令（昭和二十九年政令第三百五号）（第十三条関係）	55
○ 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）（第十三条関係）	57
○ 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第十三条関係）	59
○ 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第十三条関係）	60

○	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第十四条関係）	.....	62
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（第十五条関係）	.....	63
○	小売商業調整特別措置法施行令（昭和三十四年政令第二百四十二号）（第十六条関係）	.....	65
○	宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）（第十七条関係）	.....	67
○	指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（第十八条関係）	.....	68
○	住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）（第十九条関係）	.....	70
○	住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（第二十条関係）	.....	71
○	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（第二十一条関係）	.....	82
○	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（第二十二条関係）	.....	87
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第二十二条関係）	.....	88
○	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（第二十三条関係）	.....	89
○	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（第二十四条関係）	.....	91
○	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）（第二十五条関係）	.....	93
○	政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（第二十六条関係）	.....	95
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（第二十七条関係）	.....	99
○	公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）（第二十八条関係）	.....	100
○	計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（第二十九条関係）	.....	101
○	出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（第三十条関係）	.....	102
○	資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第三十条関係）	.....	103
○	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）（第三十条関係）	.....	104
○	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）（第三十条関係）	.....	105
○	被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）（第三十一条関係）	.....	107

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）（第三十二条関係）	108
○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（第三十二条関係）	109
○ 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）（第三十三条関係）	110
○ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百七十三号）（第三十四条関係）	111
○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）（第三十五条関係）	112
○ 土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（第三十六条関係）	113
○ 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）（第三十七条関係）	114
○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第三十八条関係）	115
○ 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第三十九条関係）	117
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第四十条関係）	119
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（第四十一条関係）	122
○ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）（第四十二条関係）	127
○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（第四十三条関係）	128
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（第四十四条関係）	131
○ 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四号）（第四十五条関係）	139
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（第四十六関係）	140
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第四十七条関係）	141



改 正 案	現 行
<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 大都市等に関する特例</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 中核市に関する特例</p> <p>第九章～第十一章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区</p>	<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 大都市等に関する特例</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 中核市に関する特例</p> <p>第三節 <u>特例市に関する特例</u></p> <p>第九章～第十一章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに、こ</p>

ごとに、これを作製しなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなし、第九十二条第二項中「市町村の」とあるのは「区又は総合区の区域内において」とする。

## 第二節 解散及び解職の請求

第二百一十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

れを作製しなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節中市町村に関する規定は、指定都市にあつては、これを区に関する規定とみなす。ただし、第九十二条第三項から第五項までの規定については、この限りでない。

## 第二節 解散及び解職の請求

第二百一十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	地方自治法第七十四条第三項から第五項まで	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号
-------	----------------------	-----------------------------------

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

	第九十二条 第一項	第九十二条 地方自治法第七十四条第 五項	第九十二条 地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項
	第九十二条 第三項及び 第四項	第九十二条 地方自治法第七十四条第 七項	第九十二条 地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第七項
	第九十四条 第一項	第九十四条 地方自治法第七十四条第 五項	第九十四条 地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項
	(略)	五十分の一	三分の一(その総数が四 十万を超え八十万以下 の場合にあつてはその四 十万を超える数に六分の一 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超え る場合にあつてはその八 十万を超える数に八分の一 を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第九十五条の二	第九十五条の三	第九十五条の四	第九十六条第一項	五十分の一	して得た数)
地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第一項	同法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項
地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十六条第一項	同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項
三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万					



	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

	第九十七條 第一項	第九十六條 第二項	
五十分の一	地方自治法第七十四條第 五項	地方自治法第七十四條の 二第十項	
三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、	法第七十四條第五項	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の二第十項	に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第二章 委員会及び委員

第四章 執行機関

	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第二章 委員会及び委員

第四章 執行機関

	第九十八條第二項		
項	地方自治法第七十四條の三及び第七十四條の三	地方自治法第七十四條第三項	
同法第七十四條の二第十	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の三	地方自治法第八十六條第三項	その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十分の一に六分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
同法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の二第十項	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の二及び第七十四條の三	地方自治法第八十六條第三項	

第二款 選挙管理委員会

第四百十条 第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十八条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、選挙管理委員会の委員長にこれを準用する。  
この場合において、第二百二十三条第一項中「都道府県知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内」とあるのは「十日以内」と、同条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「選挙管理委員の一人」と読み替えるものとする。

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(削る)

第七百七十四条の四十一 (略)

第二款 選挙管理委員会

第四百十条 第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十八条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、選挙管理委員会の委員長にこれを準用する。  
ただし、第二百二十三条第一項中「都道府県知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内」とあるのは「十日以内」、同条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「選挙管理委員の一人」と読み替えるものとする。

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第七百七十四条の四十一 削除

(関与の特例)

第七百七十四条の四十二 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第十四条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている水道法第三十六条の規定による水道事業に関する都道府県知事の改善の指示等に関する規定は適用せず、又は同令第十四条第三項の規定により都道府県知事が行うこととされている同法第十条第一項の規定による都道府県知事の水道事業の変更の認可は要

しないものとする。

(区長)

第七百七十四条の四十三 指定都市の区（以下この章において「区」という

。）に、その事務所の長として区長を置く。

2 区長は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

(区会計管理者)

第七百七十四条の四十四 区に区会計管理者一人を置く。

2 区会計管理者は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

3 指定都市の市長、副市長、会計管理者若しくは監査委員又は区長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区会計管理者となることのできない。

4 区会計管理者は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第七百七十四条の四十五 区会計管理者は、指定都市の会計管理者の命を受け、当該区に係る会計事務をつかさどる。

2 指定都市の市長は、区会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該指定都市の市長の補助機関である職員にその事務を代理

(削る)

(区会計管理者)

第七百七十四条の四十二 指定都市の区（以下この章において「区」という。）に区会計管理者一人を置く。

2 (略)

3 指定都市の市長、副市長、会計管理者若しくは監査委員又は当該区の区長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区会計管理者となることのできない。

4 (略)

第七百七十四条の四十三 (略)

2・3 (略)

させることができる。

3 指定都市の市長は、会計管理者の事務の一部を区会計管理者に委任させることができる。この場合においては、指定都市の市長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(区出納員その他の区会計職員)

第百七十四条の四十六 区会計管理者の事務を補助させるため区出納員その他の区会計職員を置くことができる。

2 区出納員その他の区会計職員は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

3 区出納員は、区会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の区会計職員は、上司の命を受けて会計事務をつかさどる。

4 指定都市の市長は、区会計管理者をしてその事務の一部を区出納員に委任させ、又は当該区出納員をして更に当該委任を受けた事務の一部を区出納員以外の区会計職員に委任させることができる。この場合においては、指定都市の市長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(区の選挙管理委員及び補充員)

第百七十四条の四十七 区の選挙管理委員及び補充員は、その区における選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならない。

(区が新たに設置された場合の選挙管理委員会等の事務の管理の特例)

第百七十四条の四十四 (略)

254 (略)

(区の選挙管理委員及び補充員)

第百七十四条の四十五 区の選挙管理委員及び補充員は、当該区の区域内において選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならない。

第七百七十四条の四十六 (略)

(区の選挙管理委員会の指揮監督)

第七百七十四条の四十七 (略)

2 地方自治法及びこの政令に定めるものを除くほか、区の選挙管理委員会に関しては、指定都市の選挙管理委員会において必要な事項を定めることができる。

(市の選挙管理委員会に関する規定の準用)

第七百七十四条の四十八 第三百三十四条から第三百三十七条まで及び第四百零一条中の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会について準用する。この場合において、同条中「一人」とあるのは、「一人」と、第三百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該区選挙管理委員会の委員長」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「区又は総合区選挙管理委員会の委員長(当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した

第七百七十四条の四十七の二 区が新たに設置された場合においては、当該

区の選挙管理委員会の委員が選挙されるまでの間は、法令の規定により区の選挙管理委員会又は区の選挙管理委員会の委員長が管理すべき事務は、それぞれ指定都市の選挙管理委員会又は指定都市の選挙管理委員会の委員長が管理するものとする。

(区の選挙管理委員会の指揮監督)

第七百七十四条の四十八 指定都市の選挙管理委員会は、区の選挙管理委員会を指揮監督する。この場合においては、地方自治法第五百五十四条の二の規定を準用する。

2 地方自治法及びこの政令に定めるものを除く外、区の選挙管理委員会に関しては、指定都市の選挙管理委員会において必要な事項を定めることができる。

(市の選挙管理委員会に関する規定の準用)

第七百七十四条の四十九 第三百三十四条乃至第三百三十七条及び第四百零一条中の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会にこれを準用する。

普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員長)に」と、第三百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(総合区長の事務の引継ぎ)

第七十四条の四十八の二、第二百三十三条、第二百二十四条、第二百二十八条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、総合区長について準用する。

この場合において、第二百三十三条第一項中「都道府県知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内にその担任する」とあるのは「十日以内に地方自治法第二百五十二条の二十の二第八項の規定により総合区長が執行することとされた」と、「引き継がなければならない」とあるのは「引き継がなければならない。ただし、市長から委任された事務があるときは、退職の日から十日以内に当該事務を市長に引き継がなければならない」と、同条第二項中「その担任する」とあるのは「同項本文に規定する」と、「副知事又は副市町村長(地方自治法第二百五十二条第二項又は第三項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理すべき職員を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の二十の二第六項の規定により総合区長の職務を代理すべき職員」と、「副知事又は副市町村長は」とあるのは「当該職員は」と、第三百十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「総合区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該総合区の総合区長」と、「当該地域が新たに属し

た普通地方公共団体の長」とあるのは「市長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した普通地方公共団体の長）」と、同条第二項中「第二百二十三条」とあるのは「第二百二十三条第一項本文及び第二項」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第二百二十三条第一項本文中「十日」とあるのは、「十日（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、二十日）」と読み替えるものとする」と、第三百一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（総合区長が任免する職員から除かれる者）

第七百七十四条の四十八の三 地方自治法第二百五十二条の二十の二第九項の政令で定める職員は、総合区会計管理者及び総合区出納員その他の総合区会計職員とする。

（総合区が新たに設置された場合の総合区長の職務の特例）

第七百七十四条の四十八の四 総合区が新たに設置された場合においては、総合区長が選任されるまでの間は、市長がその職務を行う。

（総合区会計管理者）

第七百七十四条の四十八の五 総合区に総合区会計管理者一人を置く。

2 第七百七十四条の四十二第二項から第四項まで及び第七百七十四条の四十



三の規定は、総合区会計管理者について準用する。この場合において、  
第七十四条の四十二第三項中「区長」とあるのは、「総合区長」と読  
み替えるものとする。

(総合区出納員その他の総合区会計職員)

第七十四条の四十八の六 総合区会計管理者の事務を補助させるため総  
合区出納員その他の総合区会計職員を置くことができる。

2 第七十四条の四十四第二項から第四項までの規定は、総合区出納員  
その他の総合区会計職員について準用する。この場合において、同条第  
三項及び第四項中「区会計管理者」とあるのは、「総合区会計管理者」  
と読み替えるものとする。

(総合区の選挙管理委員会)

第七十四条の四十八の七 第七十四条から第三十七条まで及び第百  
四十条中市の選挙管理委員会に関する規定並びに第七十四条の四十五  
から第七十四条の四十七までの規定は、総合区の選挙管理委員会につ  
いて準用する。この場合において、第四十条中「一人」とあるのは  
、「一人」と、第三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があ  
つた」とあるのは「総合区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共  
団体の長」とあるのは「当該総合区の選挙管理委員会の委員長」と、「  
普通地方公共団体の長に」とあるのは「区又は総合区の選挙管理委員会  
の委員長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該  
地域が新たに属した普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員長）」に

と、第三百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告等)

第七百七十四条の四十八の八 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第四項の規定により勧告の求め(同条第二項に規定する勧告の求めをいう。以下この条において同じ。)の取下げに同意したときは、その旨を相手方である指定都市の市長又は包括都道府県(同法第二百五十二条の二十一の二第一項に規定する包括都道府県をいう。次項及び第五項において同じ。)の知事及び国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

2 | 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第五項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員に勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めたときは、直ちにその旨及び指定都市都道府県勧告調整委員の氏名を告示するとともに、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに国の関係行政機関の長にこれを通知しなければならない。

3 | 地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告の求めがあつた事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見(以下この条において「勧告に関する意見」という。)は、勧告の求めがあつた日から九十日以内に述べなければならない。

4 | 指定都市都道府県勧告調整委員は、地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定により総務大臣に勧告に関する意見を述べたときは

、直ちにその旨及び当該勧告に関する意見を公表しなければならない。

5 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるため必要があると認めるときは、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人の出頭及び陳述を求め、又は指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人並びに勧告の求めに係る事件に関係のある者に対し、勧告に関する意見を述べるため必要な記録の提出を求めることができる。

6 地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告に関する意見の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとする。

7 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に対し、勧告に関する意見を述べる経過について報告を求めることができる。

(総務省令への委任)

第七百七十四条の四十九 前条に規定するものを除くほか、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の細目  
は、総務省令で定める。

第二節 中核市に関する特例

(児童福祉に関する事務)

第二節 中核市に関する特例

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四條の四十九の二 (略)

2・3 (略)

(削る)

第七百七十四條の四十九の二十 削除

第七百七十四條の四十九の二 (略)

2・3 (略)

第三節 特例市に関する特例

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四條の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の第三項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第三条第四項若しくは第五項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは特例市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項(同法第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分<sup>一</sup>の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で特例市がした処分に係るものに関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四條の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、特例市に関する規定として特例市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第

三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項中「国土交通大臣及

び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第七十五条中「区画整理会社は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「区画整理会社は特例市組合、区画整理会社又は市町村長」とあるのは「都道府県知事は特例市に対し、特例市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、」であるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第二項又は第五十一条の十第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間

第十一章 補則

第七百七十七條 (略)

を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3 第七百七十四條の三十九第二項の規定は、特例市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第七百七十四條の四十九の二十第一項」と、「第五十五條第一項後段、第八十六條第二項」とあるのは「第八十六條第二項」と読み替えるものとする。

第十一章 補則

第七百七十七條 地方自治法第二百五十四條の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該区域に現住者がない場合を除く外、関係市町村の人口は、左の区分により都道府県知事の告示した人口による。

一 数市町村の全部の区域を以て一市町村を設置した場合又は一市町村若しくは数市町村の全部の区域を他の市町村の区域に編入した場合においては、関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を集計したもの

二 前号以外の場合においては、当該市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を廃置分合、境界変更又は境界確定のあつた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した当該区域の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人

② 前項の規定は、指定都市の区若しくは総合区を新たに設け、又はこれらの区域を変更した場合にこれを準用する。

第百八十二条 (略)

② (略)

口若しくはその人口を集計したもの又はその人口を関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口に加え若しくは関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口から差し引いたもの

三 従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村に編入したときは、編入の日の現在により都道府県知事の調査した当該区域の人口を関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口に加えたもの

四 従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を以て市町村を設置した場合においては、設置の日の現在により当該地域について都道府県知事の調査したもの

② 前項の規定は、指定都市の区をあらたに画し、又はその区域を変更した場合にこれを準用する。

第百八十二条 地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、市町村の選挙管理委員会は、関係区域の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならない。

② 前項の規定は、選挙立会人にこれを準用する。但し、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「当該投票に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定による市町村の選挙管理委員会の職務は、指定都市にあつては区及び総合区の選挙管理委員会、地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合せて設けた開票区による場合にあつては関係町村の選挙管理委員会の協議により定めた町村の選挙管理委員会又はその協議が調わないときは都道府県の選挙管理委員会がこれを行う。

第九十条 (略)

② 指定都市における都道府県及び指定都市の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに当該都道府県及び指定都市に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除くほか、市に関する規定は、区及び総合区にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十九条並びに公職選挙法施行令第四百一条の二及び第四百一条の三の規定を準用する。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

③ 第一項の規定による市町村の選挙管理委員会の職務は、指定都市にあつては区の選挙管理委員会、地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合せて設けた開票区による場合にあつては関係町村の選挙管理委員会の協議により定めた町村の選挙管理委員会又はその協議が調わないときは都道府県の選挙管理委員会がこれを行う。

第九十条 都の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに都に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に関する規定は、特別区にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十六条及び公職選挙法施行令第三百三十八条の規定を準用する。

② 指定都市における都道府県及び指定都市の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに当該都道府県及び指定都市に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に関する規定は、区にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十九条並びに公職選挙法施行令第四百一条の二及び第四百一条の三の規定を準用する。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合



第二節 広域連合

第二百二十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	市町村ごとに	(略)

第二百二十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項

第二節 広域連合

第二百二十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに	(略)

第二百二十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項

において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	市町村ごとに
(略)	(略)	(略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
(略)	(略)	(略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	市町村ごとに	(略)

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求に	市町村ごとに	(略)

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに	(略)

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求に	市町村ごとに	(略)

(略)		あつては区又は総合区に
(略)		とに
(略)		

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三條	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区に	(略)
(略)		市町村ごとに

(略)		あつては区ごとに
(略)		
(略)		

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三條	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)		市町村ごとに

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	市町村ごとに	(略)

第二百十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに	(略)

第二百十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

改正案	現行
<p>（市町村が処理する事務等）</p> <p>第六十一条 法第二百三条第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する地域に居住する日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であった者を含む。以下同じ。）に係る次に掲げる事務は、当該地域をその区域を含む市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区又は総合区</u>とする。）の長が行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（市町村が処理する事務等）</p> <p>第六十一条 法第二百三条第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する地域に居住する日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であった者を含む。以下同じ。）に係る次に掲げる事務は、当該地域をその区域を含む市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区とする。</u>）の長が行うものとする。</p> <p>一 日雇特別被保険者手帳の交付及び收受その他日雇特別被保険者手帳に関する事務</p> <p>二 介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者及びそれ以外の日雇特別被保険者の把握に関する事務</p> <p>2 法第二百三条第二項の規定により、協会は、前項に規定する地域をその区域を含む市町村（特別区を含む。次項において同じ。）に対し、当該地域に居住する日雇特別被保険者に係る次に掲げる事務を委託するものとする。</p> <p>一 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務</p> <p>二 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務</p>

3 第一項の場合又は前項の規定により委託された事務を市町村が行う場合においては、法の規定中これらの項に規定する事務に係る厚生労働大臣又は協会に関する規定は、それぞれ市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この項において同じ。）又は市町村に関する規定として市町村長又は市町村に適用があるものとする。

三 保険給付（埋葬料の支給を除く。）を行うために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務及び被扶養者に係る保険給付に関する被扶養者の確認に関する事務

3 第一項の場合又は前項の規定により委託された事務を市町村が行う場合においては、法の規定中これらの項に規定する事務に係る厚生労働大臣又は協会に関する規定は、それぞれ市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下この項において同じ。）又は市町村に関する規定として市町村長又は市町村に適用があるものとする。



○ 人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条 この政令では、市町村長には、特別区の区長並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区長及び総合区長を含む。</p>	<p>第六条 この政令では、市町村長には、東京都及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区長を含む。</p>

改正案	現行
<p>（災害の程度）</p> <p>第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）                  第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>二 〇四 （略）</p>	<p>（災害の程度）</p> <p>第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）                  第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。</p>

2

(略)

2

(略)

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条 法第十二条第一項第一号の政令で定める地域は、激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とする。</p>	<p>第二十五条 法第十二条第一項第一号の政令で定める地域は、激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とする。</p>

○ 阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成七年政令第十一号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）</p> <p>第三条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とあるのは「大阪府及び兵庫県の区域」と、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあるのは「大阪府又は兵庫県の区域」と、令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「大阪府又は兵庫県の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。</p>	<p>（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）</p> <p>第三条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とあるのは「大阪府及び兵庫県の区域」と、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあるのは「大阪府又は兵庫県の区域」と、令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「大阪府又は兵庫県の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。</p>

○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）</p> <p>第五条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。</p>	<p>（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）</p> <p>第五条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。</p>

改正案	現行
<p>（特別区等に対する規定の適用）</p> <p>第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）に適用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特別区等に対する規定の適用）</p> <p>第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区又は区長に適用する。</p> <p>2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令（第一条の三から第一条の七までを除く。）とする。」とする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（特別区等の特例）</p> <p>第四条 次条から第二十四条までの規定中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区及び総合区に適用する。</p>	<p>（特別区等の特例）</p> <p>第四条 次条から第二十四条までの規定中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区に適用する。</p>



改正案	現行
<p>（指定都市の議会の議員の選挙区の特例）</p> <p>第六条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の一の区（総合区を含む。第四百四十一条の二及び第四百四十一条の三を除き、以下同じ。）の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。</p> <p>第七条（略）</p> <p>第九条の二（略）</p>	<p>（指定都市の議会の議員の選挙区の特例）</p> <p>第六条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の一の区の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。</p> <p>（指定都市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更）</p> <p>第七条 第四条及び第五条第一項の規定は、指定都市において、新たに区の設定又は廃止があつた場合（前条の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている区の区域を区の区域とみなした場合又は区の区域とみなされた区域がなくなった場合を含む。）における議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数及びその選挙区に配当すべき議員について準用する。</p> <p>（指定都市の議会の開票区の特例）</p> <p>第九条の二 指定都市の議会の議員の選挙において区の区域が二以上の選</p>

第十九条 (略)

挙区に分かれているときは、当該選挙区の区域により区の区域を分けて  
数開票区を設けるものとする。

(選挙人名簿の移送又は引継ぎ)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、指定都市において新たに区を設け、又はその区域を  
変更した場合に準用する。ただし、前項の規定を準用して区の選挙管理  
委員会が報告をする場合においては、市の選挙管理委員会を経てしなけ  
ればならない。

5 (略)

(繰上投票の期日の告示及び通知)

第四十六条 (略)

第四十六条 選挙管理委員会は、法第五十六条の規定によつて投票の期日  
を定めた場合においては、直ちにその旨を告示し、かつ、市町村の選挙  
管理委員会にあつては関係のある投票管理者(指定投票区を指定してい  
る場合には、指定投票区の投票管理者を含む。次項、第四十八条第一項  
及び第二項、第九十九条第二項並びに第百条第二項において同じ。)及  
び開票管理者(指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれら  
の者)に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区  
域を区域とする開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会(指定  
都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、  
これを通知しなければならない。

第四十八条 (略)

- 2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の通知を受けた場合においては、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならぬ。

（繰延投票の期日の通知）

- 第四十八条 法第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者、開票管理者及び選挙長（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならぬ。

3・4 (略)

第七十八条 (略)

(繰延開票の通知等)

第七十八条 法第七十三条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により開票の期日を定めた場合においては、市町村の選挙管理委員会にあつては開票管理者(指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者)及び選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長)並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の開票管理者)に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の開票管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

(公職の候補者等に関する通知)

第九十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、選挙長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める事項を、直ちに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の開票管理委員会)及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者並びに第一号又は第二号へに掲げる場合にあつては候補者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会(指定都市においては、区の長及び選挙

第九十二条 (略)

管理委員会）に通知しなければならない。

一・二 (略)

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙長から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て投票管理者及び開票管理者）に通知しなければならない。

3 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者の住所地の市町村の長（指定都市においては、区の長）は、当該候補者が死亡したことを知った場合においては、直ちにその旨を当該選挙長に通知しなければならない。

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者の住所地の市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、当該候補者につき法第十一条第三項（政治資金規正法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を当該選挙長に通知しなければならない。

5 衆議院比例代表選出議員の選挙において、選挙長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める事項を、直ちに当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会並びに第一号又は第二号二に掲げる場合にあつては衆議院名簿登載者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会（指定都市においては、区の長及び選挙管理委員会）に通知しなければならない。

一・二 (略)

(繰上投票の期日の告示及び通知)

第九十九条 都道府県の選挙管理委員会は、法第二百二十四条の規定によつて投票の期日を定めた場合においては、直ちにその旨を告示し、かつ、数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の通知を受けた場合においては、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。

(繰延投票に関する通知)

第一百条 都道府県の選挙管理委員会は、法第二百二十五条の規定によつて投票の期日を定めた場合においては、都道府県の選挙における数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の通知を受けた場合においては、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)

第百一条 (略)

並びに市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。ただし、指定都市においては、投票管理者及び開票管理者に対する通知は、区の選挙管理委員会がするものとする。

(繰延開票の期日の決定及び通知)

第百一条 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において、天災事変その他避けることのできない事故に因つて開票を行うことができないとき、又は更に開票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて開票を行わせなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定によつて開票の期日を定めた場合においては、都道府県の選挙における数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、直ちにその旨を通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)及び市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。但し、指定都市においては、開票管理者に対する通知は、区の選挙管理委員会がするものとする。

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)

第百二十七条の二 (略)

第百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第百九

十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数（地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至った選挙における当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数）を乗じて得た額と当該第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

(略)	第一欄	(略)	(略)	(略)
(略)	第二欄	(略)	(略)	(略)
(略)	第三欄	(略)	(略)	(略)
(略)	第四欄	(略)	(略)	(略)

指定都市の長の選挙	指定都市の議会の議員の選挙	一の区の一部の区域	八十一円	二百四十万円
一の区の区域又はその一部の区域	二十六円	四百四十万円		



第三百三十一条 (略)

第三百三十二条の六 (略)

25 (略)

(選挙の一部無効による再選挙が行われる投票区、開票区、選挙区等)  
第三百三十一条 選挙の一部が無効となつたことにより法第九十九条又は第十十条の規定により再選挙が行われるべき投票区、開票区又は選挙区(選挙区がないときは、選挙が行われる区域)に異動が生じた場合においては、当該再選挙におけるこれらの区域は、前条の規定にかかわらず、これらの異動前の区域による。この場合において、関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該選挙に関する事務を行うべき都道府県又は市町村の選挙管理委員会(指定都市の区選挙管理委員会を含む。)を指定するものとする。

23 (略)

(指定都市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)  
第三百三十二条の六 指定都市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による

再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分及び当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域及び再選挙の種類

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項（住所に関する部分を除く。）、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項（住所移転者に関する部分を除く。）、及び第四項、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条

2 (略)

(略)	(略)	一の区の区域	一の区の一部の区域
		長の選挙	議会の議員の選挙 長の選挙
(略)	(略)		
(略)	(略)		

(指定都市に関する法の規定の特例)

第四百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項（住所に関する部分を除く。）、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項（住所移転者に関する部分を除く。）、及び第四項、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条

第三項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第三百十条第二項、第四百四十四条の二第一項から第五項まで、第六百六十三条、第七十条、第七十五条、第二百七十条第一項ただし書並びに第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市の長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第六条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項、第四百四十七条、第二百一条の十一第一項、第二百一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 指定都市においては、法第十三条第三項及び第四項並びに第十五条の二第一項の規定の適用については、区及び総合区を市とみなす。

（指定都市に対するこの政令の適用）

第四百四十一条の三 指定都市においては、第二条、第三条、第二十三条の二、第五十条、第五十六条、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第四百四十二条の二及び第四百四十四条の規定中市に関する規定並びに第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで並びに第三百三十二条の九（都

第三項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第三百十条第二項、第四百四十四条の二第一項から第五項まで、第六百六十三条、第七十条、第七十五条、第二百七十条第一項ただし書並びに第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項、第四百四十七条、第二百一条の十一第一項、第二百一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2 指定都市においては、法第十三条第三項及び第四項並びに第十五条の二第一項の規定の適用については、区を市とみなす。

（指定都市に対するこの政令の適用）

第四百四十一条の三 指定都市においては、第二条、第三条、第二十三条の二、第五十条、第五十六条、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第四百四十二条の二及び第四百四十四条の規定中市に関する規定並びに第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで並びに及び第三百三十二条の九

道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。)の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

2 指定都市においては、第九十二条、第一百九条第二項、第二百一十一条及び第二百二十五条の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に適用する。

3 (略)

(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。)の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2 指定都市においては、第九十二条、第一百九条第二項、第二百一十一条及び第二百二十五条の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

3 指定都市に対し第三百三十二条の五の規定を適用する場合における市の区域並びに指定都市に対し第二百二十七条の二第一項(都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。)及び第二項(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。)並びに第三百三十二条の九(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。)の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

改正案	現行
<p>（特別区等の特例）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法及びこの政令中市町村に関する規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（法第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市を除く。）にあつては、区に適用する。この場合において、市町村の長に関する規定は、その区の属する当該指定都市の長に<del>関し規定したものとする。</del></p>	<p>（特別区等の特例）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法及びこの政令中市町村に関する規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（法第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市を除く。）にあつては、区に適用する。この場合において、市町村の長に関する規定は、その区の属する当該指定都市の長に<del>関し規定した</del>ものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（印鑑に関する証明書の添付）</p> <p>第十六条 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者（第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。以下この条において同じ。）を添付しなければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人の、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人の印鑑に関する証明書を添付しなくてもよい。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（印鑑に関する証明書の添付）</p> <p>第十六条 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者（第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。以下この条において同じ。）を添付しなければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人の、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人の印鑑に関する証明書を添付しなくてもよい。</p> <p>2 前項の規定は、申請人又はその第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。</p> <p>3 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特別区等の特例）</p> <p>第四十二条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。</p>	<p>（特別区等の特例）</p> <p>第四十二条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に適用する。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）</p> <p>第四条 第二条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条又は第二十三条の規定による届出（第二条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。</p>	<p>（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）</p> <p>第四条 第二条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条又は第二十三条の規定による届出（第二条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつてはその区の区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。</p>



改正案	現行
<p>（退職を承認する特別の事由）</p> <p>第五十四条 法第四十条に規定する政令で定める特別の事由は、当該隊員が退職しなければ配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと認められるやむを得ない事由がある旨の市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区長又は総合区長</u>。第八十八条第一項（<u>第二百二条の二</u>）において準用する場合を含む。）及び第八十九条第一項（<u>第二百二条の三</u>）において準用する場合を含む。）において同じ。）の証明があつたときとする。</p>	<p>（退職を承認する特別の事由）</p> <p>第五十四条 法第四十条に規定する政令で定める特別の事由は、当該隊員が退職しなければ配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと認められるやむを得ない事由がある旨の市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。第八十八条第一項（<u>第二百二条の二</u>）において準用する場合を含む。）及び第八十九条第一項（<u>第二百二条の三</u>）において準用する場合を含む。）において同じ。）の証明があつたときとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（補償給付の支給に要する費用の支弁等に関する経過措置）</p> <p>第五条 次に掲げる事項については、旧令第一条第一項、第三条及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 この政令の施行後において市町村長（特別区の長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）が都道府県知事又は市の長に対して行う法第四百四十三条の規定に基づく戸籍事項の無料証明</p>	<p>附 則</p> <p>（補償給付の支給に要する費用の支弁等に関する経過措置）</p> <p>第五条 次に掲げる事項については、旧令第一条第一項、第三条及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 この政令の施行後において市町村長（特別区の長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）が都道府県知事又は市の長に対して行う法第四百四十三条の規定に基づく戸籍事項の無料証明</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第七条、第八条関係）		別表（第七条、第八条関係）	
共通する事項	項	項	項
	登記	登記	登記
	申請情報	申請情報	申請情報
添付情報	添付情報	添付情報	添付情報
一	<p>第十六条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記</p>	一	<p>第十六条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記</p>
	<p>相続又は法人の合併を証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代</p>		<p>相続又は法人の合併を証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報は、これに代わるべき情報</p>

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	わるべき情報) 及びその他の 登記原因を証する情報

  

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	) 及びその他の登記原因を 証する情報

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案		
		別表（第七条、第八条関係）		
十	(略)	項	登記	申請情報
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		現 行		
		別表（第七条、第八条関係）		
十	(略)	項	登記	申請情報
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)

  

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)

改正案	現行
<p>（添付情報） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第十八条第二号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請するときは、第一項第四号イからホまでに掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長（特別区の区長を含むものとし、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。</u>以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。</p>	<p>（添付情報） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第十八条第二号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請するときは、第一項第四号イからホまでに掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。</p>

改正案		現行	
別表（第九条、第十条関係）		別表（第九条、第十条関係）	
三	（略）	項	項
		登記	登記
		申請情報	申請情報
添付情報	添付情報		
第十八条において準用する不動産登記法第六十三条第二項に規定する相続又は法人の合併による抵当権の移転の登記	相続又は法人の合併を証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合は、これに代	相続又は法人の合併を証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合は、これに代わるべき情報は、これに代わるべき情報	相続又は法人の合併を証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合は、これに代わるべき情報



(略)	
(略)	
(略)	
(略)	わるべき情報) 及びその他の 登記原因を証する情報

  

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	) 及びその他の登記原因を 証する情報

改正案	現行
<p>（大都市等の特例） 第七十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（大都市等の特例） 第七十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、指定都市の市長が行う事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十九に定めるところによる。</p> <p>2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、中核市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十八に定めるところによる。</p> <p>3 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この項において「特例市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、特例市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>（教育組合の委員の解職請求に関する特例） 第十四条の二（略）</p> <p>2 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものに限る。）又は教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第八項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該組合が広域連合である場合にあっては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合（当該組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「地方公共団体の</p>	<p>（教育組合の委員の解職請求に関する特例） 第十四条の二（略）</p> <p>2 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものに限る。）又は教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第八項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該組合が広域連合である場合にあっては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合（当該組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替</p>

組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

3 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものを除く。）の教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第七項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、」（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）」とあるのは「の区及び総合区」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

えるものとする。」と読み替えるものとする。

3 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものを除く。）の教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第七項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、」（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）」とあるのは「の区」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

改正案	現行
<p>（中小小売商団体の要件）</p> <p>第四条の二 法第十四条の二第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会であつて、次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 市町村（特別区を含むものとし、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。次号ロにおいて同じ。</u>）の区域又はその区域を超える区域をその地区とするものであること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>五（略）</p>	<p>（中小小売商団体の要件）</p> <p>第四条の二 法第十四条の二第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会であつて、次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 市町村（特別区及び<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十に規定する区を含む。以下同じ。</u>）の区域又はその区域を超える区域をその地区とするものであること。</p> <p>ロ その地区内においてその直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）の資格に係る特定の物品の販売事業を営む中小小売商のおおむね三分の一以上がその構成員となつていゝものであること。</p> <p>五 一般社団法人であつて、次のイ、ロ及びハに該当するものであること。</p> <p>イ その社員の加入又は脱退につき不当な制限を課しているものではない。</p>

ロ 特定の地域において特定の物品の販売事業を行う者であることをその構成員の資格とするものにあつては、市町村の区域又はその区域を超える区域を当該特定の地域とするものであること。

ハ その構成員の資格に係る特定の物品の販売事業を営む中小小売商（特定の地域において特定の物品の販売事業を行う者であることをその構成員の資格とするものにあつては、当該特定の地域において当該特定の物品の販売事業を営む中小小売商）のおおむね三分の一以上がその構成員となつているものであること。

改正案	現行
<p>（規則への委任）</p> <p>第十五条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第二十二條において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第六条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによつては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。</p>	<p>（規則への委任）</p> <p>第十五条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。次項及び第二十二條において同じ。）は、都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第六条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによつては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。</p>

○ 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中核市関係（第八条）</p> <p>（削る）</p> <p>（農業委員会に関する経過措置）</p> <p>第四条 指定都市の指定があつた場合においては、当該指定都市の区（総合区を含む。以下この条において同じ。）に置かれる農業委員会の選挙による委員が最初に選挙されるまでの間は、法令の規定により区の農業委員会が処理する事務は、当該指定都市の市長が行うものとし、従前の農業委員会の職員は、引き続き区の農業委員会の職員となるものとする。</p> <p>2 指定都市の指定があつた場合において、当該指定都市の区に置かれる農業委員会の区域が、当該指定された市に設置されていた農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該指定された市に設置され</p>	<p>指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中核市関係（第八条）</p> <p>第三章 特例市関係（第九条）</p> <p>（農業委員会に関する経過措置）</p> <p>第四条 指定都市の指定があつた場合においては、当該指定都市の区に置かれる農業委員会の選挙による委員が最初に選挙されるまでの間は、法令の規定により区の農業委員会が処理する事務は、当該指定都市の市長が行うものとし、従前の農業委員会の職員は、引き続き区の農業委員会の職員となるものとする。</p> <p>2 指定都市の指定があつた場合において、当該指定都市の区に置かれる農業委員会の区域が、当該指定された市に設置されていた農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該指定された市に設置され</p>



ていた農業委員会は、当該指定都市の区の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

(削る)

ていた農業委員会は、当該指定都市の区の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

### 第三章 特例市関係

(特例市についての準用)

第九条 第一条及び第二条第一項の規定は、地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定があつた場合について準用する。

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（選挙管理委員会の確認）</p> <p>第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名し印を押したものの数が五十人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（選挙管理委員会の確認）</p> <p>第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区<small>の</small>選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名し印<small>を</small>おしたものの数が五十人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。</p>

改 正 案		現 行	
<p>第三条第一項 市町村長</p>	<p>市長及び区長（総合区長を含む）。</p>	<p>第三条第一項 市町村長</p>	<p>市長及び区長</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (指定都市の区及び総合区に対する法の適用) 第三十一条 (略)</p>	<p>2 (指定都市に関する法の規定の特例) 第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第七条第八号、法第九条第一項、法第十条、法第十三条第三項、法第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二条第三項から第六項まで、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十二条の三第五項から第八項まで、法第十五条第二項及び第三項、法第十六条第一項、法第十七条の二第二項、法第十九条第一項から第三項まで、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五条、法第二十七條第二項及び第三項、法第三十條の三、法第三十條の四第三項及び第四項、法第三十條の四十五から第三十條の四十八まで並びに法第三十四條並びに法附則第四條第一項とする。</p> <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第九条第二項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村の住民	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村の住民（指定都市にあつては、区（総合区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するその区の属する市の住民）	(略)
						以下同じ。）

第十二条の二	第十二条第一項	第十一条の二第一項	第十一条第一項	第九条第二項	
市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	市町村長は	市町村が備える住民基本台帳	市町村長	市町村の住民
区長	住民基本台帳を作成した区長	区長は	区長が作成した住民基本台帳	区長	市町村の住民（指定都市にあつては、区（総合区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するその区の属する市の住民）
					市町村長（指定都市にあつては、区長）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十四条第一	第十三条	(略)	第十二条の四 第二項	第十二条の四 第一項	第十二条の三 第一項及び第二項	第一項並びに 第十二条の三 第一項及び第二項
市町村長	市町村の市町村長 委員会をいう	(略)	受けた市町村長	市町村長に対し 村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	市町村が備える住民基本台帳
市長及び区長	区の区長 委員会をいい、区の選挙管理委員会を含む	(略)	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	市町村長（指定都市にあつては、区長）に対し	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	区長が作成した住民基本台帳

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第十七条の二 第一項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村名	その旨及び
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市名及び区名又は総合区名	その旨並びに

(略)	第二十四条の二 第三項	第二十条第二 項から第四項 まで	第二十条第一 項	第十七条の二 第一項	第十四条第二 項	項
(略)	受けた市町村長	市町村が備える戸 籍の附票	市町村長	市町村名	住民基本台帳を備 える市町村の市町 村長	
(略)	受けた市町村長（指定都市にあつ ては、区長）	区長が作成した戸籍の附票	区長	市名及び区名	住民基本台帳を作成した区長	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十条の二 第一項	第三十条の三 第二項	第三十条の四 第一項及び第 二項	第三十条の六 第一項	第三十条の二 十六第二項	第三十条の三 十七第一項	第三十条の三 十八第一項
当該市町村長が	その市町村の住民 基本台帳	住民基本台帳を備 える市町村の市町 村長	市町村長	市町村長	市町村長その他の 市町村の執行機関	市町村長その他の 市町村の執行機関
当該市に属する区の区長が	当該区長が作成する住民基本台帳	住民基本台帳を作成した区長	区長	市長若しくは区長	市長その他の市の執行機関又は区 長	市長その他の市の執行機関若しく は区長

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十条の四 第十四第一項	者は	者は、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の四 第十四第二項	住所地市町村長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長
第三十条の四 第十四第三項	政令で定めるところにより	政令で定めるところにより、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の四 第十四第五項	市町村長	、最初の転入届を受けた区長を経由して、市長
第三十条の四 第十四第六項	必要な措置を講じ	必要な措置を講じ、最初の転入届を受けた区長を経由して
第三十条の四 第十四第七項及び第八項	その旨を	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、



		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		四 第三十一条の	二 第三十一条の	十 第三十条の五	第三十条の四 第十四第十項
異議申立て	都道府県知事	市町村長	市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	当該住民基本台帳カードを
市長がした処分に不服がある者にあつては異議申立てを、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求	市長がした処分に不服がある者にあつては都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長	市長又は区長	市長又は区長	住民基本台帳を作成した区長	当該住民基本台帳カードを、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八、第三十条の二十九並びに第三十四条第一項及び第二項並びに附則第三、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄

第三十六条	市町村長	市長又は区長
第三十六条の二第二項	市町村長	市長又は区長
第三十六条の三	市町村 市町村長	市長及び区長 市長及び区長

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八、第三十条の二十九並びに第三十四条第一項及び第二項並びに附則第三、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第三項	市町村長	区长（総合区长を含む。以下同じ。）	都道府県知事に 、当該区（総合区を含む。第三十条の十五第一項において同じ。）の属する市の市長を経由して、都道府県知事に	(略)	(略)	(略)

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第三項	市町村長	区长	都道府県知事に 、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に	第三十条の十五第二項 当該交付申請者の指定した者の	第三十条の十七第一項 当該市町村	第三十条の十七第一項 総務省令で定める場合には
					当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区长を経由して、当該交付申請者の指定した者の	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区长を経由して、当該区

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十条の十一第三項	第三十条の十一第二項	(略)	第三十条の九	第三十条の十 八第二項	第三十条の十 八第一項
当該住民基本台帳カードを	住所地市町村長に	(略)	住所地市町村長に	その者に対し	住所地市町村長
当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に	(略)	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に	その者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長

(略)	第三十条の二 十七第一項第 一号	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	。次号において同 じ。)及び	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	市名及び区名 次号において同じ。)並びに	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十条の二 十七第一項第 二号	第三十条の二 十七第一項第 一号	第三十条の二 十六第一項 町村長	第十二 第三十条の二	第三十条の二 十一第四項	
市町村名及び	。次号において同 じ。)及び	備える市町村の市 町村長	者に対し	住所地市町村長に	
市名及び区名並びに	市名及び区名並びに	備える市町村の市町村長(指定都 市にあつては、当該住民基本台帳 を作成した区長)	者に対し、その者が記録されてい る住民基本台帳を作成した区長を 經由して	、その者が記録されている住民 基本台帳を作成した区長を經由し て、住所地市町村長に	を作成した区長を經由して

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p><u>第十三条</u>（削る）</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p><u>第十三条</u> 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、<u>呉市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。</u>以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>一 法第十八条第一項及び第三項並びに第十八条の二第一項の規定並びに法第十八条の十三第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二 法第十八条の四の規定による命令に関する事務</p> <p>三 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務</p> <p>四 法第二十七条第二項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>五 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務</p>

六 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出

の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項

の規定による届出の受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十八の規定による命令に関する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定による勧告に関する事務

五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

六 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

七 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務

八 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務

九 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

(削る)

の規定による届出の受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十八の規定による命令に関する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定による勧告に関する事務

五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

六 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

七 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務

八 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務

九 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

3 | 前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事

務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、特定特例市の長が行うこととする。この場合において、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特定特例市の長に関する規定として特定特例市の長



2| 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る前項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項並びに第十七条の十三第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十七条の八及び第十七条の十一の規定による命令に関する事務  
三 法第十七条の十三第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に於ける報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

五 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

六 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務

に適用があるものとする。

4| 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第二項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項並びに第十七条の十三第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十七条の八及び第十七条の十一の規定による命令に関する事務  
三 法第十七条の十三第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に於ける報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

五 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

六 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務

七 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務

八 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに  
に関する事務

3| 前項に規定する事務並びに法第二十三条第一項及び第二項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合において、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

附 則

1 5 4 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

5 法附則第十項の規定による勧告及び法附則第十一項の規定による報告の徴収に関する事務(工場に係る事務を除く。)は、政令市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

七 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務

八 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに  
に関する事務

5| 前項に規定する事務並びに法第二十三条第一項及び第二項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合において、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

附 則

1 5 4 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

5 法附則第十項の規定による勧告及び法附則第十一項の規定による報告の徴収に関する事務(工場に係る事務を除く。)は、政令市の長及び特定特例市の長(以下この項において「政令市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長等に関する規定として政令市の長等に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>第五十二条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、法第百三十七条の規定により、中核市の長が行う事務は、法第七章の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>	<p>第五十二条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百三十七条の規定により、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第七章の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、法第三百八条の規定により中核市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>	<p>第六十条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務</p> <p>三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務</p> <p>四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務</p> <p>三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務</p> <p>四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務</p>

五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務

六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務

七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務

八 法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

九 法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務

十 法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務

十一 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べる  
こと及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務

五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務

六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務

七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務

八 法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

九 法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務

十 法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務

十一 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べる  
こと及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務

改正案	現行
<p>（市町村が処理する事務）</p> <p>第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。</p> <p>一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）</p> <p>（削る）</p> <p>二 前号に掲げる工場以外の工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。） 指定都市及び中核市並びに福島市</p>	<p>（市町村が処理する事務）</p> <p>第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。</p> <p>一 ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）</p> <p>二 前号に掲げる工場以外の工場であつて一般粉じん発生施設が設置されているもの 指定都市、中核市及び地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（次号において「特例市」という。）</p> <p>三 前二号に掲げる工場以外の工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。） 指定都市、中核市及び特例市並</p>

、市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

びに福島市、市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市



改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第八条（削る）</p> <p>法に規定する府県知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、  <u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一</u>  <u>項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長</u>  <u>（以下この条において「指定都市の長等」という。）</u>が行うこととする。          この場合においては、法中前段に規定する事務に係る府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可に関する事務</p> <p>二 法第七条第二項、第八条第四項、第九条、第十条第三項及び附則第</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第八条 法に規定する府県知事の権限に属する事務のうち、法第十二条の五の規定による指導、助言及び勧告に関する事務並びに法第十二条の六第一項の規定による報告の徴収に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>2  前項に規定する事務及び法に規定する府県知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可に関する事務</p> <p>二 法第七条第二項、第八条第四項、第九条、第十条第三項及び附則第</p>

- 二 第五条の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第十一条の規定による命令に関する事務
- 四 第十二条の五の規定による指導、助言及び勧告に関する事務
- 五 第十二条の六第一項の規定による報告の徴収に関する事務

- 二 第五条の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第十一条の規定による命令に関する事務

改正案	現行
<p>（法第六条第二項の政令で定める文書）</p> <p>第五条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める文書は、次に掲げる文書とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 支部を有する政党にあつては、当該支部の数、当該各支部の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域並びに当該支部が一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあつてはその旨を記載した書面</p> <p>五・六（略）</p> <p>（政治団体が支部を有する場合における法の規定等の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合における当該政治団体の本部に係る法第七条の二第一項の規定の適用については、同項中「又は政治資金団体であるときはその旨」とあるのは「である</p>	<p>（法第六条第二項の政令で定める文書）</p> <p>第五条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める文書は、次に掲げる文書とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 支部を有する政党にあつては、当該支部の数、当該各支部の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域並びに当該支部が一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあつてはその旨を記載した書面</p> <p>五・六（略）</p> <p>（政治団体が支部を有する場合における法の規定等の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合における当該政治団体の本部に係る法第七条の二第一項の規定の適用については、同項中「又は政治資金団体であるときはその旨」とあるのは「である</p>

ときはその旨、当該政党の支部の数、当該各支部の名称、主たる事務所  
の所在地及び主としてその活動を行う区域並びに当該支部が一以上の市  
町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十  
七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は  
総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位  
として設けられる支部であるか否かの別」と、「前条第一項前段」とあ  
るの「前条第一項」とする。

2 前項の場合における当該政治団体の支部に係る法第二章の規定の適用  
については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

異動に係る事項	(略)	(略)	(略)
			(略)
異動に係る事項（当該政 治団体を支部とする政治 団体が第三条第二項の規	(略)	(略)	(略)

ときはその旨、当該政党の支部の数、当該各支部の名称、主たる事務所  
の所在地及び主としてその活動を行う区域並びに当該支部が一以上の市  
町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十  
七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区  
域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設け  
られる支部であるか否かの別」と、「前条第一項前段」とあるの「前  
条第一項」とする。

2 前項の場合における当該政治団体の支部に係る法第二章の規定の適用  
については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

異動に係る事項	同条第五項において準用 する場合及び前条	前条	(略)
			(略)
異動に係る事項（当該政 治団体を支部とする政治 団体が第三条第二項の規	第六条第五項に規定する 場合に該当する場合を除 き、その異動の日	その異動の日	(略)

<p>第七條の二第 一項</p>	
<p>政党又は政治資金団体であるときはその旨</p>	
<p>政党の支部である場合に あつては、その旨、当該 政党の名称及び当該支部</p>	<p>定に該当することにより 政党となつた場合にあつ ては、その異動に係る事 項並びに当該政党の名称 、主たる事務所の所在地 及び主としてその活動を 行う区域並びに当該支部 が一以上の市町村（特別 区を含む。）の区域（地 方自治法（昭和二十二年 法律第六十七号）第二百 五十二條の十九第一項の 指定都市にあつては、そ の区又は総合区の区域） 又は公職選挙法第十二條 に規定する選挙区の区域 を単位として設けられる 支部であるときはその旨 ）</p>
<p>第七條の二第 一項</p>	
<p>政党又は政治資金団体であるときはその旨</p>	
<p>政党の支部である場合に あつては、その旨、当該 政党の名称及び当該支部</p>	<p>定に該当することにより 政党となつた場合にあつ ては、その異動に係る事 項並びに当該政党の名称 、主たる事務所の所在地 及び主としてその活動を 行う区域並びに当該支部 が一以上の市町村（特別 区を含む。）の区域（地 方自治法（昭和二十二年 法律第六十七号）第二百 五十二條の十九第一項の 指定都市にあつては、そ の区の区域）又は公職選 挙法第十二條に規定する 選挙区の区域を単位とし て設けられる支部である ときはその旨）</p>

3 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

3 (略)	(略)	
	(略)	前条第一項前段
	(略)	前条第一項

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第四十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、法第百五条の規定により、指定都市又は中核市の長が行う事務は、法又はこの政令の規定により都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第五条第三項及び第二十四条第三項の事務並びに法第五十条第四項において準用する土地区画整理法第四十一条第四項の認可を除く。）のうち、指定都市（中核市にあつては、中核市）、都府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が法第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業に係る事務以外の事務とする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第四十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百五条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法又はこの政令の規定により都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第五条第三項及び第二十四条第三項の事務並びに法第五十条第四項において準用する土地区画整理法第四十一条第四項の認可を除く。）のうち、指定都市（中核市にあつては中核市、特例市にあつては特例市）、都府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が法第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業に係る事務以外の事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（支払の猶予）</p> <p>第五条 嘱託人が市町村長（特別区<sup>の</sup>区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）の証明書その他の文書により支払の資力がな<sup>い</sup>ことを証明したときは、公証人は、手数料等の全部又は一部の支払を猶予することができる。</p>	<p>（支払の猶予）</p> <p>第五条 嘱託人が市町村長（特別区及び<sup>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）の証明書その他の文書により支払の資力がな<sup>い</sup>ことを証明したときは、公証人は、手数料等の全部又は一部の支払を猶予することができる。</sup></p>



改正案	現行
<p>別表第一（第四条関係）</p> <p>一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市</p> <p>二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市</p> <p>（削る）</p> <p>三  小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、福島市、会津若松市、日立市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市及び新居浜市</p>	<p>別表第一（第四条関係）</p> <p>一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市</p> <p>二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市</p> <p>三  地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市</p> <p>四  小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、福島市、会津若松市、日立市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市及び新居浜市</p>

改正案	現行
<p>（法第十九条の七第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第二条 市町村（特別区を含むものとし、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。</u>以下同じ。）の長は、<u>法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）</u>、<u>法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）</u>又は<u>法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）</u>があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を含む。<u>法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。</u></p> <p>一〇六（略）</p>	<p>（法第十九条の七第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第二条 市町村（<u>東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。</u>以下同じ。）の長は、<u>法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）</u>、<u>法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）</u>又は<u>法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）</u>があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を含む。<u>法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。</u></p> <p>一〇六（略）</p>

改正案	現行
<p>（純資産額の下限等）</p> <p>第五条 法第十条第一項第二号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第十条第一項の登録申請者の発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲が一の市町村（特別区を含むものとし、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市</u>にあつては、<u>区又は総合区</u>。次号において同じ。）の区域内である場合 千万円</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（純資産額の下限等）</p> <p>第五条 法第十条第一項第二号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第十条第一項の登録申請者の発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲が一の市町村（<u>東京都の特別区</u>の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区</u>。次号において同じ。）の区域内である場合 千万円</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）（第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別永住者証明書の交付に係る市町村の事務）</p> <p>第一条 市町村（特別区を含むものとし、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。</u>以下同じ。）の長は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。</p>	<p>（特別永住者証明書の交付に係る市町村の事務）</p> <p>第一条 市町村（<u>東京都の特別区</u>の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。）の長は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。</p>

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）（第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改正法附則第十三条第一項の申請とみなされる申請があつた場合等の市町村の事務）</p> <p>第十六条 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する予定中長期在留者（以下「予定中長期在留者」という。）から同条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請があつたときは、当該予定中長期在留者から提出された旅券及び改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項若しくは第二項の規定に係る外国人登録証明書交付申請書又は旧外国人登録法第十一条第一項の規定による申請に係る登録事項確認申請書の写しを作成し、当該写し及び当該外国人から提出された写真二葉のうちの一葉を法務大臣に送付するものとする。</p>	<p>（改正法附則第十三条第一項の申請とみなされる申請があつた場合等の市町村の事務）</p> <p>第十六条 市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。）の長は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する予定中長期在留者（以下「予定中長期在留者」という。）から同条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請があつたときは、当該予定中長期在留者から提出された旅券及び改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項若しくは第二項の規定に係る外国人登録証明書交付申請書又は旧外国人登録法第十一条第一項の規定による申請に係る登録事項確認申請書の写しを作成し、当該写し及び当該外国人から提出された写真二葉のうちの一葉を法務大臣に送付するものとする。</p>

2  
·  
3  
(略)

2  
·  
3  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（支援金の支給に係る自然災害）</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。</p> <p>一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害</p> <p>二〇六 （略）</p>	<p>（支援金の支給に係る自然災害）</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。</p> <p>一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害</p> <p>二〇六 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十二條 法第四十七條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>法第二十条の四第三項</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十二條 法第四十七條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>法第二十条の四第三項</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十二條 法第四十七條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>法第二十条の四第三項</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十二條 法第四十七條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>法第二十条の四第三項</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



改正案	現行
<p>（許可を要する雨水浸透阻害行為の規模）</p> <p>第五条 法第九条本文の政令で定める規模は、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積が千平方メートルであるものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この条において「事務処理市町村」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第八条第二項及び第十三条において同じ。）は、当該規模について、条例で、区域を限り、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積を五百平方メートル以上千平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができる。</p>	<p>（許可を要する雨水浸透阻害行為の規模）</p> <p>第五条 法第九条本文の政令で定める規模は、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積が千平方メートルであるものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「指定都市等」という。）又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この条において「事務処理市町村」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第八条第二項及び第十三条において同じ。）は、当該規模について、条例で、区域を限り、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積を五百平方メートル以上千平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができる。</p>

○ 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）（第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃止）</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を次のとおり指定する。</p> <p>小田原市 大和市 福井市 甲府市 松本市 沼津市 四日市市 呉市 八戸市 山形市 水戸市 川口市 平塚市 富士市 春日井市 吹田市 茨木市 八尾市 寝屋川市 佐世保市 所沢市 厚木市 一宮市 岸和田市 明石市 加古川市 茅ヶ崎市 宝塚市 草加市 鳥取市 つくば市 伊勢崎市 太田市 長岡市 上越市 春日部市 熊谷市 松江市 佐賀市</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（指定都市の特例）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対する改正法附則第二条から第五条まで（改正法附則第四条中市の住民基本台帳に関する部分を除く。）の規定の適用については、それぞれ区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。</p> <p>2 指定都市に対する改正法附則第四条及び第七条の規定の適用については、改正法附則第四条中「市町村の住民基本台帳」とあるのは「区の区長又は総合区の総合区長が作成する住民基本台帳」と、改正法附則第七条中「市町村長」とあるのは「市長、区長」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（指定都市の特例）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対する改正法附則第二条から第五条まで（改正法附則第四条中市の住民基本台帳に関する部分を除く。）の規定の適用については、それぞれ区を市と、区長を市長とみなす。</p> <p>2 指定都市に対する改正法附則第四条及び第七条の規定の適用については、改正法附則第四条中「市町村の住民基本台帳」とあるのは「区の区長が作成する住民基本台帳」と、改正法附則第七条中「市町村長」とあるのは「市長、区長」とする。</p>

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）  
（第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公職の候補者等が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用する場合には、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、当該選挙の当日、投票所内の電磁的記録式投票機を用いた投票を行う場所その他選挙人の見やすい適当な箇所に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨の掲示をしなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（公職の候補者等が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用する場合には、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区、区の選挙管理委員会）は、当該選挙の当日、投票所内の電磁的記録式投票機を用いた投票を行う場所その他選挙人の見やすい適当な箇所に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨の掲示をしなければならない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第三条第一項の指定に関する事務</p> <p>二 法第三十二条第一項の指定の更新に関する事務</p> <p>三 法第三十五条、第三十七条第一項及び第四十条の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>四 法第三十六条第三項及び第三十九条の規定による命令に関する事務</p> <p>五 法第四十二条の指定の取消しに関する事務</p> <p>六 法第四十三条の公示に関する事務</p> <p>七 法第五十四条第五項の報告及び立入検査に関する事務</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長、<u>同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長</u>（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第三条第一項の指定に関する事務</p> <p>二 法第三十二条第一項の指定の更新に関する事務</p> <p>三 法第三十五条、第三十七条第一項及び第四十条の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>四 法第三十六条第三項及び第三十九条の規定による命令に関する事務</p> <p>五 法第四十二条の指定の取消しに関する事務</p> <p>六 法第四十三条の公示に関する事務</p> <p>七 法第五十四条第五項の報告及び立入検査に関する事務</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げる受託者（同項に規定する受託者をいう。）に対するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、基金の業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。</p> <p>一 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、<u>区又は総合区</u>とする。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げる受託者（同項に規定する受託者をいう。）に対するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、基金の業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。</p> <p>一 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、<u>区</u>とする。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）</p> <p>第二十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第三十二条	(略)	第三十二条	(略)
都道府県及び市町村	(略)	都道府県及び市町村	(略)
住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長（総合区長を含む。第三十二条及び第三十三条において同じ。）を経由して、市長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長を経由して、市長
<p>（指定都市に関する法の規定の特例）</p> <p>第二十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第三十二条	(略)	第三十二条	(略)
都道府県及び市町村	(略)	都道府県及び市町村	(略)
住民基本台帳を備える市町村の市町村長	都道府県知事及び市町村长	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	都道府県知事並びに市長及び区長

(略)

(略)

(略)

第三十三条

都道府県知事及び市町村  
長

都道府県知事並びに市長  
及び区長



改正案	現行
<p>（添付情報）</p> <p>第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区長又は総合区長</u>とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（申請情報を記載した書面への記名押印等）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を</p>	<p>（添付情報）</p> <p>第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区長とする</u>。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（申請情報を記載した書面への記名押印等）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を</p>

除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。

3  
5 (略)

除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。次条第一項において同じ。)又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。

3  
5 (略)

改正案	現行
<p>（署名の収集の方法等）</p> <p>第二条 請求代表者は、署名簿（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における請求にあつては、区（総合区を含む。次項及び次条第一項において同じ。）ごとに作成したもの）に合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、法第四条第一項に規定する選挙権を有する者（次項及び第四条第一項において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。</p> <p>2・4 （略）</p>	<p>（署名の収集の方法等）</p> <p>第二条 請求代表者は、署名簿（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における請求にあつては、区ごとに作成したもの）に合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、法第四条第一項に規定する選挙権を有する者（次項及び第四条第一項において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。</p> <p>2 請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、前項の署名簿に署名及び押印（指定都市における請求にあつては、委任を受けた者の属する区選挙権を有する者について同項の署名簿に署名及び押印）を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の委任状（以下「署名収集委任状」という。）を付した署名簿を用いなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>

第三条 (略)

(指定都市に対する適用関係)

第五十二条 指定都市における請求について法第五条第三十項の規定により地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を準用する場合には、同法第七十四条の二第一項中「市町村の選挙管理委員会に」とあるのは「区(総合区を含む。以下この条及び次条において同じ。)」の選挙管理委員会に」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と、同条第二項から第六項まで並びに同法第七十四条の三第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区

(署名簿の仮提出)

第三条 請求代表者は、指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について前条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、署名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期間が満了する日の翌日から五日を経過する日までに、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

2 前項の規定により仮提出された署名簿については、請求代表者が次条第一項の規定により署名簿を提出すべき日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があったことをもって同項の規定による提出があったものとみなす。

(指定都市に対する適用関係)

第五十二条 指定都市における請求について法第五条第三十項の規定により地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を準用する場合には、これらの規定(同法第七十四条の二第十項を除く。)中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区

会に」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 指定都市における請求及び投票についてこの政令の規定を適用する場合には、第一条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区（総合区を含む。以下同じ。）の選挙管理委員会」と、第四条から第八条までの規定（これらの規定を第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条（第二十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）において準用する第十条、第二十一条第一項（同条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十二条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第二項の規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と、第十五条（第二十九条において準用する場合を含む。）中「選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」とする。

2 指定都市における請求及び投票についてこの政令の規定を適用する場合には、第一条第二項、第四条から第八条までの規定（これらの規定を第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条（第二十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（同条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十二条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第二項の規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と、第十五条（第二十九条において準用する場合を含む。）中「選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」とする。

改正案	現行
<p>（繰上投票の期日の告示及び通知）</p> <p>第五十八条 都道府県の選挙管理委員会は、法第七十条の規定によって投票の期日を定めた場合においては、直ちにその旨を告示し、かつ、関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、市の選挙管理委員会を経て区（総合区を含む。第百四十一条及び第百四十二条を除き、以下同じ。）の選挙管理委員会）に、これを通知しなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十九条 （略）</p>	<p>（繰上投票の期日の告示及び通知）</p> <p>第五十八条 都道府県の選挙管理委員会は、法第七十条の規定によって投票の期日を定めた場合においては、直ちにその旨を告示し、かつ、関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、市の選挙管理委員会を経て区（選挙管理委員会）に、これを通知しなければならぬ。</p> <p>2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区（選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の通知を受けた場合においては、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならぬ。</p> <p>（繰延投票の期日の通知）</p> <p>第五十九条 都道府県の選挙管理委員会は、法第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めた場合においては、関係のある数町村の区域を区</p>

第二百二十二条 (略)

域とする開票区の開票管理者及び国民投票分会会長並びに中央選挙管理会及び市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3 (略)

(繰延開票の通知等)

第二百二十二条 都道府県の選挙管理委員会は、法第八十七条において準用する法第七十一条第一本文の規定により開票の期日を定めた場合においては、数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び国民投票分会会長並びに中央選挙管理会及び市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3 (略)

第三百三十六条 (略)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四百一条 指定都市においては、法第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十条第二項(法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)、の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項(法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)、法第六十条第一項、第六十一条第三項及び第七

(国民投票の一部無効による再投票が行われる投票区、開票区等)

第三百三十六条 憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となったことにより法第三十五条の規定により再投票が行われるべき投票区又は開票区に異動が生じた場合においては、当該再投票におけるこれらの区域は、これらの異動前の区域による。この場合において、関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該再投票に関する事務を行うべき都道府県又は市町村の選挙管理委員会(指定都市の区の選挙管理委員会を含む。)を指定するものとする。

2 (略)

(指定都市の区に対する法の適用)

第四百一条 指定都市においては、法第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十条第二項(法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)、の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項(法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)、法第六十条第一項、第六十一条第三項及び第七



項から第九項まで、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第四項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第四百四十二条第一項ただし書並びに第四百四十三条の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市の長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとする。

2 指定都市における法第二十二条第一項及び第三十五条の規定の適用については、法第二十二条第一号中「当該市町村の」とあるのは「当該区（総合区を含む。以下同じ。）の区長（総合区長を含む。以下同じ。）が作成した」と、同項第二号中「当該市町村の」とあるのは「当該区の区長が作成した」と、「他の市町村の」とあるのは「他の市町村の住民基本台帳又は当該市の他の区の区長が作成した」と、「いずれかの市町村」とあるのは「いずれかの市区町村」と、法第三十五条第一号中「当該市町村」とあるのは「当該区」と、同条第二号中「市町村」とあるのは「市区町村」とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用）

第四百四十二条 指定都市においては、第六十四条第一項、第七十条第一項及び第四百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

項から第九項まで、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第四項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第四百四十二条第一項ただし書並びに第四百四十三条の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市の長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第五条（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2 指定都市における法第二十二条第一項及び第三十五条の規定の適用については、法第二十二条第一号中「当該市町村の」とあるのは「当該区の区長が作成した」と、同項第二号中「当該市町村の」とあるのは「当該区の区長が作成した」と、「他の市町村の」とあるのは「他の市町村の住民基本台帳又は当該市の他の区の区長が作成した」と、「いずれかの市町村」とあるのは「いずれかの市区町村」と、法第三十五条第一号中「当該市町村」とあるのは「当該区」と、同条第二号中「市町村」とあるのは「市区町村」とする。

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第四百四十二条 指定都市においては、第六十四条第一項、第七十条第一項及び第四百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2 指定都市においては、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に適用する。

2 指定都市においては、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

○ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）（第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （指定都市の特例）</p> <p>第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、<u>区及び総合区</u>を市と、<u>区長及び総合区長</u>を市長とみなす。</p>	<p>附 則 （指定都市の特例）</p> <p>第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、<u>区</u>を市と、<u>区長</u>を市長とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（開票立会人等の選任）</p> <p>第七条 法第七条第一項の規定による投票については、関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等）</p> <p>第十一条 公職選挙法第六十八条第一項、第六十九条第二項、第五項及び第六項、第七十条第一項本文及び第二項、第七十一条、第七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（開票立会人等の選任）</p> <p>第七条 法第七条第一項の規定による投票については、関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区の選挙管理委員会）は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等）</p> <p>第十一条 公職選挙法第六十八条第一項、第六十九条第二項、第五項及び第六項、第七十条第一項本文及び第二項、第七十一条、第七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

			第百七十条第一項	(略)
(略)	市町村の選挙管理委員会	(略)	(略)	(略)
(略)	当該市町村の選挙管理委員会（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の区又は総合区の選挙管理委員会。次項において同じ。）	(略)	(略)	(略)

			第百七十条第一項	(略)
当該選挙	市町村の選挙管理委員会	都道府県	選挙公報	(略)
大都市地域における特別区の設置に関する法律第七條第一項の投票（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第九條第一項の規定による再投票（投票の一部無効による再投票を除く。）を行う場合にあつては	当該市町村の選挙管理委員会（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の区又は総合区の選挙管理委員会。次項において同じ。）	市町村	公報	(略)

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(略)		
(略)	選挙の	
(略)	投票の	、当該再投票

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)	<p>第七条第二項</p> <p>市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える</p>	(略)	<p>区長（総合区長を含む。以下同じ。）は、当該区長が作成した</p>
<p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条において単に「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)		(指定都市に関する法の規定の特例)	
第四十三条（略）		第四十三条 法第六十二条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項、第三項及び第四項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。	
<p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条において単に「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第七條第六項及び第七項	住所都市町村長	住所地区長	住所地区長
第七條第五項	<p>備える市町村の長（以下「住所都市町村長」</p>	(略)	<p>作成した区長（以下「住所地区長」</p>
第七條第二項	<p>市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える</p>	(略)	<p>区長は、当該区長が作成した</p>

(略)	第八条第一項
(略)	市町村長 あらかじめ
(略)	区長 あらかじめ当該区（総合区を含む。次項及び第七條第二項において同じ。）の属する市の市長を経由して

第十七条第一項				第八条第二項		第八条第一項	
当該市町村長	により、その者	市町村が	市町村長は、政令	当該市町村長	市町村長から	あらかじめ	市町村長
住所地区長	により、住所地区長を経由して、その者	市が	市長は、政令	当該区の属する市の市長を経由して当該区長	区長から	あらかじめ当該区の属する市の市長を経由して	区長



<p>第十八条第一号</p>	<p>第十七条第五項及び第七項</p>	<p>第十七条第四項</p>	<p>第十七条第三項</p>	<p>第十七条第二項</p>
<p>市町村</p>	<p>住所地市町村長</p>	<p>住所地市町村長</p>	<p>これを 市町村長</p>	<p>市町村長</p>
<p>市町村（特別区を含む。第六十三条及び附則第三条第二項において同じ。）</p>	<p>住所地区長を経由して住所地市長</p>	<p>住所地区長を経由して住所地市長（その者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>これを前項の区長を経由して 市長</p>	<p>当該最初の転入届を受けた区長を経由して当該区の属する市の市長</p>


(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第四十四条 指定都市においては、第二条第一項、第五条第三項、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第三条第一項	備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長 (以下「住所地市町村長	作成した区長（総合区長を含む。以下「住所地区長
(略)			
(略)			

附則第三条第一項	市町村長	区長
	市町村の備える	区長が作成した
附則第三条第二項	市町村長	区長

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第四十四条 指定都市においては、第二条第一項、第五条第三項、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長 (以下「住所地市町村長	作成した区長（以下「住所地区長
第三条第二項から第四項まで	住所地市町村長	住所地区長

第四条第二項		第四条第一項		第三条第五項	で及び第七項、第五條第二項並びに第六條
理由及び	住所地市町村長	当該市町村が備える	住所地市町村長	当該通知カード又は	は において、住所地市町村長
理由を通知するものとし	住所地区長	住所地区長が作成した	住所地区長	住所地区長が当該通知カードの返納を、又は住所 地市長（その者が記録さ れている住民基本台帳を 備える市の市長をいう。 以下同じ。）が住所地区 長を経由して	において

	第十三条第二項	
	当該市町村	(略)
	住所地区長を経由して当該区(総合区を含む。第十五条第三項において同じ。)	(略)

第十三条第三項	第十三条第二項	第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項	
住所地市町村長は、病気がかわらず、	住所地市町村長	住所地市町村長	当該通知カード又は
住所地区長を経由して当該区	住所地区長	住所地区長を経由して住所地区長	その者に対し、住所地区長が当該通知カードの返納を求める旨を、又は住所地区長が住所地区長を経由して
住所地区長	住所地区長	住所地区長	、及び

(略)	項 第十五条第三	
(略)	市町村長	
(略)	区長（総合区長を含む。） を經由して当該区の属 する市の市長	

第十六条	項 第十五条第三	号 第十四条第三	号 第十四条第二	項 第十三条第四	
住所地市町村長	市町村長	市町村から	転出届を	により 住所地市町村長	者 住所地市町村長は、その
住所地市長	区長を經由して当該区の属する市の市長	市町村（特別区を含む。）から	転出届（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を	により住所地市長が住所地区長を經由して 住所地区長	住所地区長は、その者 を經由して


附則第三条		
市町村が	住所地市町村長	対し、
市が	住所地区長を経由して住所 所地市長	対し、住所地区長を経由 して

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項及び第三項において「指定都市」という。）に対する番号利用法整備法第十七条第二項の規定の適用については、<u>区長及び総合区長</u>を市長とみなす。</p> <p>2 指定都市に対する番号利用法整備法第十八条第四項の規定の適用については、同項の表上欄中「<u>市町村長若しくは</u>」とあるのは、「市長若しくは<u>区長若しくは総合区長</u>若しくは」とする。</p> <p>3 指定都市に対する前項の規定により読み替えられた番号利用法整備法第十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第三十条の三十一第二項の規定の適用については、同項中「<u>市町村長</u>」とあるのは、「<u>市長若しくは区長若しくは総合区長</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項及び第三項において「指定都市」という。）に対する番号利用法整備法第十七条第二項の規定の適用については、<u>区長</u>を市長とみなす。</p> <p>2 指定都市に対する番号利用法整備法第十八条第四項の規定の適用については、同項の表上欄中「<u>市町村長若しくは</u>」とあるのは、「<u>市長若しくは区長若しくは</u>」とする。</p> <p>3 指定都市に対する前項の規定により読み替えられた番号利用法整備法第十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第三十条の三十一第二項の規定の適用については、同項中「<u>市町村長</u>」とあるのは、「<u>市長若しくは区長</u>」とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則			
（他の政令の適用の特例）			
<p>第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
2・3 （略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
2・3 （略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）



改正案	現行
<p>（自治行政局の所掌事務）</p> <p>第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員及び指定都市都道府県勧告調整委員の庶務に関すること。</p> <p>三十 三十二（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（行政課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 地方制度調査会並びに国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員及び指定都市都道府県勧告調整委員の庶務に関すること。</p> <p>十 十一（略）</p> <p>（市町村課の所掌事務）</p> <p>第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>（自治行政局の所掌事務）</p> <p>第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関すること。</p> <p>三十 三十二（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（行政課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 地方制度調査会並びに国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関すること。</p> <p>十 十一（略）</p> <p>（市町村課の所掌事務）</p> <p>第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p>

四 中核市の指定に関すること。  
五・六 (略)

四 中核市及び特例市の指定に関すること。  
五・六 (略)